

# 介護保険 福祉用具の利用について

対馬市役所 保健部 長寿介護課  
平成30年4月1日  
(最終修正令和8年2月3日)

## 目次

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 1. 福祉用具の利用について-----   | p.2  |
| 2. 福祉用具貸与について -----   | p.2  |
| 3. 例外給付について -----     | p.6  |
| 4. 福祉用具購入について -----   | p.8  |
| 5. 貸与と購入の選択制について----- | p.11 |

## 1. 福祉用具の利用について

要介護（支援）認定をもつ被保険者は可能な限り居宅で自立した生活を営むことができるよう心身の状況、生活環境に応じた福祉用具を利用することができます。

福祉用具の利用方法は、貸与（レンタル）と購入の2種類があり、都道府県（指定都市）から指定を受けた福祉用具貸与・販売事業者から提供されたもののみ、介護保険給付の対象となります。

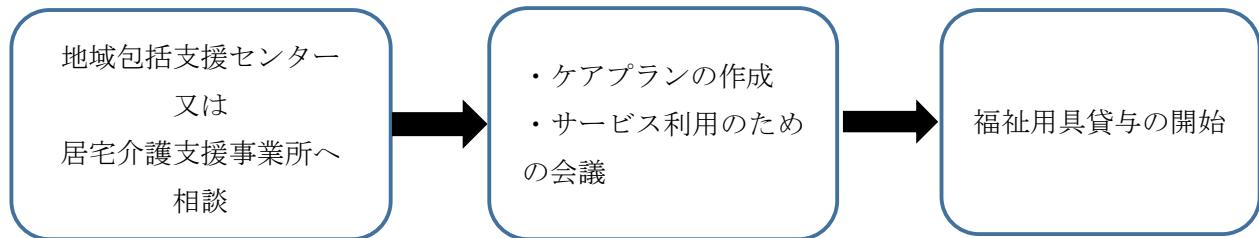
介護保険における福祉用具の利用は貸与（レンタル）が原則となります。入浴や排泄に用いられ、貸与（レンタル）になじまない福祉用具は購入の対象となり、負担割合証に記載されている割合に応じた給付を受けることができます。

なお、令和6年4月から固定を伴わないスロープ、歩行補助つえ、歩行器については貸与（レンタル）と購入の選択制となりました。

## 2. 福祉用具の貸与について

貸与を受けるには、ケアプランへの位置づけが必要となるため、担当のケアマネジャー又は地域包括支援センター職員へご相談ください。

### 【貸与開始までの流れ】



※要支援1～2、要介護1～3の認定をお持ちの方は、利用する種目によっては貸与の可否について事前に市への確認が必要な場合があります。詳細はP.5の【要介護（支援）別の対象種目】のとおりです。

### 【貸与の対象となる福祉用具】

#### (1) 車いす

- ① 自走用標準型車いす
- ② 普通型電動車いす
- ③ 介護用標準車いす

(2) 車いす付属品

- ① クッションまたはパッド
- ② 電動補助用品（車いすに装着することで動力の一部または全部を補助するもの）
- ③ 車いす用テーブル
- ④ 車いす用ブレーキ

(3) 特殊寝台（電動ベッド）

サイドレールが取付けてあるもの又は取付けが可能なものであって、次の①、②のいずれかまたは全ての機能を有するもの

- ① 背部又は脚部の傾斜角度が調整できるもの
- ② 床板の高さが無段階に調整できるもの

(4) 特殊寝台付属品

- ① サイドレール（ベッドの側面に取り付けることにより、利用者の落下防止を図るもの）
- ② マットレス
- ③ ベッド用手すり（電動ベッドの側面に取り付けることにより、起き上がり、立ち上がり、移乗等を補助するもの）
- ④ 電動ベッド用テーブル
- ⑤ スライディングボード・スライディングマット
- ⑥ 介助用ベルト

(5) 床ずれ防止用具

- ① 送風又は空気圧調整装置を備えた空気マット
- ② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用マット

(6) 体位変換器

空気パッド等を使って、仰臥位（仰向け）から側臥位（横向き）又は座位への変換を容易にするもの ※体位を保持するためのものは除く

(7) 手すり

- ① 取付け工事を伴わないもの
- ② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くタイプのもの

(8) スロープ

改造したもの、簡単に持ち運びができないもの、工事をしなければつけられないものを除く

(9) 歩行器

歩行が困難な方の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するもので、次の①、②のいずれかに該当するものに限る

- ① 車輪を有するものは、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
- ② 四脚を有するものは、上肢で保有して移動させることができるもの

(10) 歩行補助杖

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチ及び多点杖

(11) 認知症老人徘徊感知機器

認知症の方が屋外に出ようとしたとき又は屋内のある地点を通過したときに、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

(12) 移動用リフト（つり具の部分を除く）

① 床走行式

つり具又は椅子等の台座を使用して身体を持ちあげ、キャスターで床を移動し、目的の場所に人を移動させるもの

② 固定式

居室、浴室等に固定設置し、つり具又は椅子等の台座を使用して、身体を持ち上げ、移動させるもの

③ 据置式

床において、つり具又は椅子等の台座を使用して身体を持ち上げ、移動させるもの

(13) 自動排泄処理装置

・尿または便が自動的に吸引されるものであり、尿や便の経路となる部分を分割することができる構造となっているもの

【要介護（支援）別の対象種目】

| 対象種目           | 対象となる要介護度 |      |      |      |      |      |      |
|----------------|-----------|------|------|------|------|------|------|
|                | 支援 1      | 支援 2 | 介護 1 | 介護 2 | 介護 3 | 介護 4 | 介護 5 |
| 手すり            | ○         | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
| スロープ           | ○         | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 歩行器            | ○         | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 歩行補助つえ         | ○         | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 車いす            | ×         | ×    | ×    | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 車いす付属品         | ×         | ×    | ×    | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 特殊寝台           | ×         | ×    | ×    | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 特殊寝台付属品        | ×         | ×    | ×    | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 床ずれ防止用具        | ×         | ×    | ×    | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 体位変換器          | ×         | ×    | ×    | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 認知症老人徘徊感知機器    | ×         | ×    | ×    | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 移動用リフト(つり具を除く) | ×         | ×    | ×    | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 自動排泄処理装置       | ▲         | ▲    | ▲    | ▲    | ▲    | ○    | ○    |

○…利用できます

×…原則として利用できません

▲…尿のみを吸入するものは利用可能ですが、大便を吸引するものについては利用可能  
か確認が必要です

※「×」、「▲」が記された種目を利用するためには、例外給付の要件を満たしているこ  
とが必要です。詳細が P 6～7 「3.例外給付について」をご確認ください。

### 3. 例外給付について

軽度の要介護認定者(要支援1～要介護1の方)であって、次に示す事項を満たす場合には、例外的に給付を受けることができます。

※自動排泄処理装置については、要介護2及び要介護3の認定を受けた方も対象となります。

#### 【対象種目】

- (1) 車いす及び車いす付属品
- (2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- (3) 床ずれ防止用具及び体位変換器
- (4) 認知症老人徘徊感知機器
- (5) 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- (6) 自動排泄処理装置(尿のみを吸引するものを除く)

#### 【例外給付要件1】状態像の確認

認定調査の結果から次の状態像に該当する場合には、ケアプランへ位置づけることで利用に対する給付が可能です。

| 対象種目               | 状態像   | 認定調査の結果   |
|--------------------|---|---|
| (1) 車いす及び車いす付属品    | 次のいずれかに該当する者<br>① 日常的に歩行が困難な者                     | 基本調査1～7<br>「3. できない」<br>(注)   |
|                    | ② 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者                     |   |
| (2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品  | 次のいずれかに該当する者<br>① 日常的に起き上がりが困難な者                  | 基本調査1～4<br>「3. できない」  |
|                    | ② 日常的に寝返りが困難な者                                    | 基本調査1～3<br>「3. できない」  |
| (3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者                                      | 基本調査1～3<br>「3. できない」  |
| (4) 認知症老人徘徊感知機器    | 次のいずれにも該当する者<br>① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 | 基本調査3～1<br>「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外<br>又は基本調査3～2～3～7のいずれかが「2. できない」<br>又は基本調査3～8～4～1～5のいずれかが「1. ない」以外 |

|                          |                                  |   |
|--------------------------|----------------------------------|---|
|                          |                                  | その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 |
|                          | ② 移動において全介助を必要としない者              | 基本調査 2-2<br>「4. 全介助」以外                  |
| (5) 移動用リフト<br>(つり具の部分を除く | 次のいずれかに該当する者<br>① 日常的に立ち上がりが困難な者 | 基本調査 1-8<br>「3. できない」                   |
|                          | ② 移乗が一部介助を必要とする者                 | 基本調査 2-1<br>「3. 一部介助」又は「4. 全介助」         |
|                          | ③ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者        | (注)                                     |
| (6) 自動排泄処理装置             | 次のいずれにも該当する者<br>① 排便が全介助を必要とする者  | 基本調査 2-6<br>「4. 全介助」                    |
|                          | ② 移乗が全介助を必要とする者                  | 基本調査 2-1<br>「4. 全介助」                    |

(注)について

1 の②および5の③については、該当する認定調査項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門員などが参加するサービス担当者会議などを通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャー（または、地域包括支援センター担当職員）が判断します。

※市への確認依頼は不要です。ただし、サービス担当者会議の内容を記録に残しておく必要があります。

【例外給付要件 2】市の確認を受ける

上記に示す【例外給付要件 1】の状態像には該当しないが、福祉用具貸与の必要性がある方については、厚生労働省が示す基準に基づき、市の確認を受けた場合に、例外的に給付を受けることができます。

市へ確認を依頼する方法については、別途示しております。「対馬市介護保険軽度者福祉用具貸与例外給付事務取扱要綱」にてご確認ください。

※市の確認を受けずに貸与を利用した場合は、保険給付の対象となりませんのでご注意下さい。

#### 4. 福祉用具の購入について

都道府県の指定事業所において福祉用具を購入した場合に、市へ支給申請を行うことで負担割合証に記載されている負担割合（1割～3割）に応じた金額を控除した給付費（最大7～9万円まで）が支給されます。

支給対象上限額は1年度（4月1日～翌年3月31日まで）で10万円となり、**代金を支払った日の属する年度**で限度額が管理されます。

ただし、居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）に相談せずに購入された場合やホームセンター等で購入した用具については支給の対象となりません。

##### 【対象者】

要介護（支援）認定を受けた方

##### 【対象種目】

###### （1）腰掛便座

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- ② 洋式便座の上に置いて高さを補うもの
- （i）温水洗浄機能、暖房機能がついた便座を購入する場合は必ず理由書に必要性を明記すること
- （ii）経年劣化等により便座が破損し、使用時に危険と判断される場合は再支給の対象とする
- ③ 電動またはスプリング式で便座から立ち上がる際に、補助できる機能を有しているもの
- ④ 便座・バケツ等からなり、移動可能である便座（居室で利用可能なものに限る）
  - （i）暖房機能、消臭機能付きの便座を購入する場合は理由書に必要性を明記すること
  - （ii）バケツ式ではなくラップ式（排泄物を自動で袋に包み取り出せて、バケツを洗わないで済むもの）を購入する場合は事前に市に判断を仰ぐこと
- （iii）家具調のポータブルトイレは普通便座でも一般的なポータブルトイレより高価なため、基本的には対象としないが、利用者の身体的な問題（体が大きいため通常の用具では利用時に動いて危ない等）の理由により選定した場合は給付の対象とする

###### （2）自動排泄処理装置の交換可能部品

レシーバ、チューブ、タンク等のうち尿や便の経路となるもの

###### （3）入浴補助用具

- ① 入浴用いす

- ② 浴槽用手すり
- ③ 浴槽内いす
- ④ 入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台で、浴槽への出入りをするためのもの）
- ⑤ 浴室内すのこ（支給申請時に設置予定場所の図面を合わせて提出すること）
- ⑥ 浴槽内すのこ
- ⑦ 入浴用介助ベルト

（4）簡易浴槽

空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水または排水のために工事を伴わないもの

（5）移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するものであって、移動用リフトに連結可能なもの

（6）排泄予測支援機器

膀胱内の尿量を感知し、尿量を測定するものであって、排尿の機会を利用者、介護者に通知するもの

- ①運動機能の低下、疾病により排尿のタイミングが分からぬ、または伝えられない方が利用することで、トイレでの自立した排尿が可能となる場合は給付の対象とする
- ②購入日直近の認定調票2-5が「1.介助されていない」、「4.全介助」となっている方は必要とする場面が想定できないため、給付の対象外とする

【支給方法】

（1）償還払い

購入にかかった費用の全額を一旦、被保険者が福祉用具販売事業者に支払います。支払後、市に福祉用具購入費の申請を行うことで、本人の口座に負担割合に応じて給付費が振り込まれます。

（振込までに2～3週間かかります）

（2）受領委任払い

購入にかかった費用のうち負担割合証に応じた金額を利用者が福祉用具販売事業所に支払います。購入費用から利用者が支払った金額を差し引いた分を市から事業所に直接支払います。

※対馬市では利用者負担軽減のため②受領委任払いを推奨しております。なお、初めて福祉用具購入費の申請（受領委任払い）をされる際には①、②の提出が必要となります。

- ①対馬市介護保険受領委任払制度にかかる取扱誓約書（様式第1号（第3条関係）
- ②対馬市介護保険受領委任払制度 代理受領にかかる届出書（様式第2号（第3条関係）

#### 【必要書類】

- (1) 対馬市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書  
(様式第25号（第27条関係）・・・・・・償還払い希望の場合)
- (2) 対馬市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）  
(様式第3号（第6条関係）
- (3) 対馬市介護保険福祉用具購入理由書（様式第4号（第6条関係）
- (4) 購入した福祉用具が記載されているパンフレット（カタログ）の写し
- (5) 領収書（写し可）
- (6) 破損、汚損がわかる写真（再購入する場合のみ）

※③対馬市介護保険福祉用具購入理由書を作成できる者は、介護支援専門員、地域包括支援センター職員、県の指定を受けた福祉用具販売事業所に勤める福祉用具専門相談員とします。

#### 【注意点】

- (1) 再支給について
  - ① 暖房便座・温水洗浄機能がついた腰掛便座について、故障によりこれらの機能は使えないが、排泄を行う際、便座として安全面に問題がない場合は再支給の対象となりません。
  - ② 入浴補助用具の長期間利用に伴うカビや汚れによる再購入は、基本的に再支給の対象となりませんが、市が必要と認めた場合は再支給の対象となります。購入前に必ず市に確認を行ってください。確認をせずに支給申請をされた場合は支給対象外となる場合があります。
- (2) 新規申請・入院中に購入した福祉用具について
  - ① 新規申請中に購入した福祉用具について、購入後に要介護認定が非該当となった場合、購入にかかった費用は全額被保険者の負担となります
  - ② 入院中に購入した福祉用具について
    - (i) 退院後に在宅生活に復帰した場合  
→保険給付の対象となります。ただし、退院が確認できるまで福祉用具購入費の支給申請はできません
    - (ii) 退院後、在宅復帰せずに施設入所となった場合（グループホーム含む）

→購入にかかった費用は全額被保険者負担となります

(iii) 福祉用具を購入し、代金も支払っているが在宅復帰せずに死亡した場合

→購入にかかった費用の全額被保険者負担となります

## 5. 貸与と購入の選択制について

福祉用具貸与種目のうち、比較的廉価なものについては、福祉用具貸与事業所、担当ケアマネジャー（地域包括支援センター職員）の説明を受けた上で利用者が貸与（レンタル）と購入のいずれかを選択できるようになりました。

なお、購入を選択した場合の給付費の支給方法は償還払い又は受領委任払いとなります。

また、理由書を作成する者は当該福祉用具の利用を検討する際には、マネジメントの一環として主治医による医学的所見に基づく利用者の状態像と当該福祉用具が必要な旨を確認し、被保険者に適した利用方法（貸与か購入）をサービス関係者と協議したうえで、利用方法を決定してください。

※確認方法に関しては様式・手段は問わないが、書面または文章として記録に残すこと。

### 【対象種目】

#### (1) 固定用スロープ

・段差解消のために利用されるものであって、取付けに工事を必要としないもの

#### (2) 歩行器

・脚部がすべてゴムとなっていて上肢で保持して移動できるもの（脚部が車輪のものは対象外）

#### (3) 歩行補助つえ

・単点杖（松葉杖を除く）  
・多点杖